

社会福祉法人ほのぼの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほのぼの会の定款第9条及び第23条に定める報酬について定めるものである。

(評議員、理事、監事の報酬について)

第2条 評議員、理事、監事の報酬は、次の各号に定める業務を行った場合の対価として支払われるものである。

- (1) 評議員会及び理事会へ出席した場合
- (2) 監事による定期または臨時監査を行った場合
- (3) その他理事長が必要と認めた業務を行った場合

2 評議員、理事、監事の報酬金額は以下の通りとする。

- (1) 評議員 日額 3,000円
- (2) 理事、監事 日額 3,000円

3 評議員、理事、監事の報酬は、上記第一項の業務を行った都度、現金で支払う。

4 施設職員であって、法人役員を兼務する場合は支給しない。

(理事長の報酬について)

第3条 理事長報酬は、理事長が理事会以外の日において、法人及び施設の運営のために勤務した場合の対価として支払われるものである。

2 理事長の勤務は、原則として週2日午前10時から12時までとする他、必要に応じて時間をとり勤務する。

3 理事長の業務内容としては、定款施行細則第38条に定める理事長専決事項に関わるものとする。

4 理事長報酬の金額は、月額50,000円とする。

5 理事長報酬は、毎月25日に本人の同意を得て本人が指定する預貯金口座へ振り込む。但しその日が休日にあたる時は、その前日に振り込む。

(報酬総額)

第4条 理事及び理事長の報酬総額は、各年度1,000,000円以内とする。

2 監事の報酬総額は、各年度100,000円以内とする。

(改正)

第4条 本規程の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附 則 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 6月16日から施行する。